

# 令和3年第3回農業委員会総会

1 日 時 令和3年3月24日(火)  
午前10時00分～午前10時36分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員  
(農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 2 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 2 6 号	大竹市農用地利用集積計画 (第 9 6 期) の決定について
日程第 3	議案第 2 7 号	非農地証明の申請について
日程第 4	報告第 1 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処理について

## 事務局（川本）

ご起立ください。ただ今から、令和3年第3回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席下さい。

## 正木会長

皆様おはようございます。ご多用の中、農業委員会総会へ御出席いただきありがとうございます。本日の出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより、令和3年第3回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、6番古木麻知子委員、7番島原順二委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより、日程第1議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

## 事務局（川本）

それでは議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを順位1から説明します。

議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。

譲受人は山口県玖珂郡和木町和木一丁目の株式会社〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人は大竹市安条の〇〇〇〇さんです。申請地は、小方町小方字道浦〇〇番地〇〇、地目は田、面積は67㎡です。

申請地は県道乙瀬小方線を進み、三ツ石浄水場を通過した右カーブの右側になります。

この場所は、登記は田として登録されていますが、弥栄ダム建設工事に伴う前面道路の拡幅工事の際、田の一部を取り崩したことから耕作をしなくなったとのことです。譲受人は山口県和木町、岩国市で建設業を営んでおられますが、近年大竹市での受注が増加し、重機等を置く場所を探していたところ、申請地を含む周辺の土地が譲渡人の所有であることから、購入を申し出て、今回の申請となりました。

地図をご覧ください。今回申請の〇〇番〇〇は記載がありますが、登記簿上の面積よりかなり大きくなっています。登記簿上存在するのに公図にない所在不明地番として、隣接地番の〇〇番が638㎡、〇〇番〇〇が608㎡などがあり、境界不明となっています。これらの土地は、いずれも譲渡人が所有していますが、地図上で位置が確認できないため、今回の申請には入っておりません。譲受人が測量等を行い地図の更正がなされた時点で登記簿上農地となる部分について再度の申請を行う予定と聞き及んでおります。

なお、譲受人が既に重機などの一部資材を置いて利用させたことについて、譲渡人から始末書が出ております。長く農業を行っていなかった土地であり、道路と山林に挟まれた土地でありますので、転用について、事務局としては許可相当と考えております。

続きまして、順位2について説明をいたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。

譲受人は大竹市玖波町の〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市玖波町の〇〇〇〇さんです。

申請地は、玖波町字大迫〇〇番地〇〇，地目は田，面積は18㎡，同じく〇〇番地〇〇，地目は田，面積は10㎡です。

申請地は，譲受人の宅地のそばの譲渡人の農地で，譲受人が駐車場を建てる際に狭隘なため，〇〇番地〇〇と〇〇番地〇〇からそれぞれ分筆したものを，譲受人に所有権移転および転用を行うものです。

なお，駐車場の工事を終えていたことについて，始末書が出ております。申請については，駐車場として必要な部分のみ，分筆し転用を申請していること，分筆元の農地は引き続き耕作を行っていることから，市街化調整区域でもありますので，転用について事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **正木会長**

続きまして，本件について地区担当委員の説明を求めます。順位1について，9番橋村委員お願いします。

#### **橋村委員**

三ツ石から防鹿に向けた県道の右の上の方なんです，そこで資材置き場として使用されておまして，周りに家もありませんので支障は無いと思います。

#### **正木会長**

続きまして，本件について現地調査員の意見を求めます。7番島原委員お願いいたします。

#### **島原委員**

周りには家も無く，資材置き場として使用されても別に問題は無いと思います。

#### **正木会長**

続きまして，順位2について，5番小川委員お願いします。

#### **小川委員**

駐車場が狭いので転用するということで，隣に残る畑についても影響は無いと思いますので，問題は無いと思います。

#### **正木会長**

続きまして，本件について現地調査員の意見を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

#### **橋村委員**

畑を転用して駐車場を拡張しても特に問題は無いと思います。

#### **正木会長**

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### **正木会長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして，申請のとおり許可することに決して，ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### **正木会長**

ご異議ございませんので，本件については申請のとおり許可することに決定されました。

これより、日程第1議案第26号大竹市農用地利用集積計画第96期の決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

**正木会長**

それでは、議事の都合により、本件の順位1および順位2について事務局より説明を求めます。

**事務局（川本）**

それでは議案第26号大竹市農用地利用集積計画第96期の決定についてにつきまして、3月8日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので、順位1からご説明いたします。議案書は5ページから7ページ、地図は8ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町大栗林にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は広島市中区千田町にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町大栗林字宮ノ前〇〇番で、現況地目は田、面積は885㎡、利用権の種類は使用貸借です。

この申請は継続で、令和8年12月31日までの契約を結ぶものです。続きまして順位2をご説明いたします。議案書は9ページから10ページ、地図は11ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町後原にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は山口県光市光井八丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町後原字中河原〇〇番地〇〇外〇〇筆で、現況地目は田及び畑、面積は合計2,988㎡、利用権の種類は賃貸借で、支払方法は物納です。

この申請は継続で、令和8年12月31日までの契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

**正木会長**

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。まず、順位1については私が発言させていただきます。次に順位2は7番島原委員に、発言をお願いいたします。

**正木会長**

〇〇〇〇さんは住居を広島の方に移されましたが、河内神社の前の辺りの田畑が残っております。利用権の設定を受けられる〇〇〇〇さんが以前からとても丁寧に作っており、今年も耕作をすると張り切っておられましたので、問題は無いと思います。

それでは順位2につきまして、島原さんよろしくお願ひします。

**島原委員**

現在借りておられる農地を確認しましたが、問題は無いと思います。

**正木会長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

**正木会長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

**正木会長**

ご異議ございませんので、本件の順位1および順位2については計画のとおり決定

されました。

本件の順位3につきましては、小川委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたします。

(小川委員退室)

#### 正木会長

それでは、本件の順位3について事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは順位3番についてご説明いたします。議案書は12ページから13ページ、地図は14ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、玖波二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は神奈川県川崎市多摩区中野島六丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字中央田〇〇番外〇〇筆で、現況地目は畑、面積は合計1,268㎡、利用権の種類は使用貸借です。

この申請は継続で、令和8年12月31日までの契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

#### 石井委員

継続ということで、問題は無いと思います。

#### 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

#### 正木会長

ご異議ございませんので、本件の順位3については計画のとおり決定されました。

(小川委員入室)

#### 正木会長

小川委員にお伝えします。本件の順位3については計画のとおり決定されました。

本件の順位4および順位5につきましては、石井委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたします。

(石井委員退室)

#### 正木会長

それでは、本件の順位4および順位5について事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは順位4番についてご説明いたします。議案書は15ページから16ページ、地図は19ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町小栗林にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設

定する方は同じく栗谷町小栗林にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字宮ケ原〇〇番〇〇外〇〇筆で、現況地目は田、面積は合計910㎡、利用権の種類は使用貸借です。

それでは順位5番についてご説明いたします。議案書は17ページから18ページ、地図は19ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町小栗林にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は同じく栗谷町小栗林にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字宮ケ原〇〇番〇〇外〇〇筆で、現況地目は田、面積は合計1,172㎡、利用権の種類は使用貸借です。

いずれも令和7年12月31日までの契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。地区担当委員代理として調査を行いましたので、私が発言させていただきます。

#### 正木会長

現地は石井委員の玄関前から右にすぐの場所ですので、全く問題は無いと思います。

#### 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

#### 正木会長

ご異議ございませんので、本件の順位4および順位5については計画のとおり決定されました。

(石井委員入室)

#### 正木会長

石井委員にお伝えします。本件の順位4および順位5については計画のとおり決定されました。

#### 正木会長

引き続き、本件の順位6から順位9までについて事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは、順位6からご説明いたします。議案書は20ページから21ページ、地図は28ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町谷和にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は木野二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町谷和字宮河内〇〇番〇〇で、現況地目は田、面積は975㎡、利用権の種類は賃貸借で、支払方法は〇〇です。

続きまして順位7をご説明いたします。議案書は22ページから23ページ、地図は28ページをご覧ください。

利権の設定を受ける方は、栗谷町谷和にお住まいの〇〇〇〇さん、利権を設定する方は栗谷町谷和にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町谷和字下杭〇〇番〇〇で、現況地目は田、面積は983㎡、利権の種類は賃貸借で、支払方法は物納です。

続きまして順位8をご説明いたします。議案書は24ページから25ページ、地図は28ページから29ページをご覧ください。

利権の設定を受ける方は、栗谷町谷和にお住まいの〇〇〇〇さん、利権を設定する方は玖波五丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町谷和字白石原〇〇番〇〇で、現況地目は田、面積は2,525㎡、利権の種類は賃貸借で、支払方法は物納です。

続きまして順位9をご説明いたします。議案書は26ページから27ページ、地図は28ページから29ページをご覧ください。

利権の設定を受ける方は、栗谷町谷和にお住まいの〇〇〇〇さん、利権を設定する方は玖波五丁目にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町谷和字宮河内〇〇番〇〇で、現況地目は田、面積は2,927㎡、利権の種類は使用貸借です。

順位6から順位9までの4件の申請はいずれも継続で、うち3件は令和8年12月31日まで、うち1件は令和7年12月31日までの契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。8番田中委員に、発言をお願いいたします。

#### 田中委員

継続ということで、実によく管理されておりますので、問題は無いと思います。

#### 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

#### 正木会長

ご異議ございませんので、本件の順位6および順位9については計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第3議案第27号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは議案第27号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は30ページ、地図は31ページをご覧ください。所在は油見三丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況は宅地、面積は138㎡、同じく油見三丁目〇〇番〇〇、登記地目は

畑，現況は宅地，面積は54㎡の土地です。

申請人は油見三丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和36年で，〇〇番〇〇の土地に共同住宅を建築し，〇〇番〇〇を駐車場として利用し，一部屋根つきとして利用していたものです。このたび，老朽化した共同住宅を解体した際に，当該申請の〇〇筆が農地のままであったことから，地目変更登記を行うため，非農地証明の申請を行ったものです。

広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると，今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地となるものの，転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており，農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており，本案件は，これに該当する事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### **正木会長**

続きまして，本件について地区担当委員の説明を求めます。4番丸小委員お願いいたします。

#### **丸小委員**

現地周辺は住宅地及び駐車場用地になっておりまして，農地はございませんので，転用による周辺の農地への影響は特に無いと思います。

#### **正木会長**

続きまして，本件について現地調査員の意見を求めます。8番田中委員お願いいたします。

#### **田中委員**

周辺は宅地ですし，特に問題は無いと思います。

#### **正木会長**

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### **正木会長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして，申請のとおり証明することに決して，ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### **正木会長**

ご異議ございませんので，本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして，日程第4報告第15号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について，大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により，事務局長において専決処理をしたので，報告させます。本件について，事務局より報告をお願いいたします。

#### **事務局（川本）**

それでは報告第15号について，事務局長において専決処理しましたので，順位1からご報告いたします。

議案書は32ページ、地図は33ページをご覧ください。

譲受人は広島市安佐南区上安三丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は、広島市西区井口鈴が台二丁目の〇〇〇〇さんです。

届出地は大竹町油見字西原〇〇番〇〇、面積は409㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は185㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は46㎡で、合わせて〇〇筆の農地です。登記地目は〇〇筆とも畑ですが、現況は休耕で古家もあり、農地として利用されていない状態です。転用目的は、事業用地、キャンプ場とするというものです。申請地は、字西原ですが、市街化区域内であり、車両が直接入ることは困難な場所ですので、一般に向けて営業をするということではない、とのことでした。

周囲は住宅で、近隣に畑作をしている農地もありますが、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。

3月8日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

#### 正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### 正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和3年第3回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

#### 事務局(川本)

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。